



2015年8月7日

危機感が後押しする最低賃金の引き上げ

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 研究員 秋山 文子

最低賃金の引き上げは、所得増加という正の効果と共に、企業の経営悪化や雇用削減という負の効果ももたらし得る。このため基本的には、「大衆迎合的」な経済政策として批判を受け易く、実施に対しては慎重論が付きまとう。しかし、国際比較でみて最低賃金の水準が低い本邦や米国¹では、所得格差の拡大と貧困化への危機感の強まりを背景に、近年はより踏み込んだ対応がとられている。

7月に決定した本邦の2015年度の最低賃金の引き上げ額の目安は全国平均で18円(前年度比+2.3%、発効後の最低賃金の全国平均：798円)と、時給による表示が始まった2002年度以降で最大級の引き上げであった(図表1)。物価と労働生産性が共に低迷する一方で、最低賃金の過去13年間の引き上げ幅は累積で20%に達する。しかし、近年の最低賃金の引き上げの原動力の一つにもなった、最低賃金で働いた場合の手取り収入が生活保護の受給水準を下回る「逆転現象」は、昨年度にすべての都道府県で解消したばかりである。ワーキングプア(働く貧困層)の増加や子供の貧困に対する問題意識は、深刻な現状が表面化するに伴って高まっている。現政権がデフレ脱却の手段として賃上げ実現を重視していることもあり、最低賃金引き上げへの抵抗感は弱まっている。

米国では世界金融危機後、少数の富裕層が所得水準を維持する一方、それ以外の層の所得水準が顕著に低下した(図表2)。そのため以前は軽視されがちであった所得格差の是正が重要課題として捉えられるようになり、貧困対策に対する理解も進んだ。低賃金労働者による賃金引き上げのデモは多くの賛同を集めている。世論の変化を背景に、オバマ大統領は2013年の一般教書演説で最低賃金の引き上げを、さらに2014年の一般教書演説では連邦最低賃金を10.10ドル(時給、以下同)と、実質で見た場合に1970年代後半の最低賃金に概ね等しい水準への引き上げを提案した。こうした結果、連邦最低賃金は米国議会によって2009年設定の7.25ドルに据え置かれたままであるが(図表3)、独自の最低賃金制度を持つ州、市、および大企業の間では最低賃金・初任給の引き上げに取り組むケースが増えた。中でも今年、ロサンゼルス市が同市の最低賃金を、また、ニューヨーク州がファストフード従業員の最低賃金をいずれも15ドルまで段階的

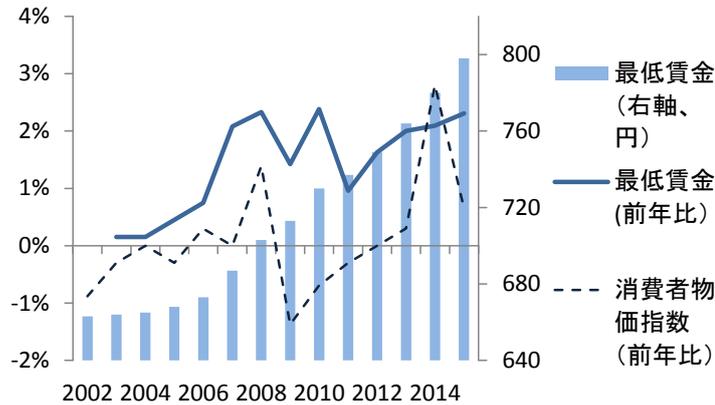
¹OECD 統計ご参照：

http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oced/employment/oced-employment-outlook-2015/minimum-wages-levels-in-oced-key-partner-and-accession-countries-2013_empl_outlook-2015-graph10-en#page1

に引き上げる決定をしたことや、従業員の待遇の悪さが長年非難されてきた小売り最大手ウォルマート・ストアーズが初任給を連邦最低賃金と同じ7.25ドルから1年間で10ドルまで引き上げる決定したことは、とりわけ大きな注目を集めた。

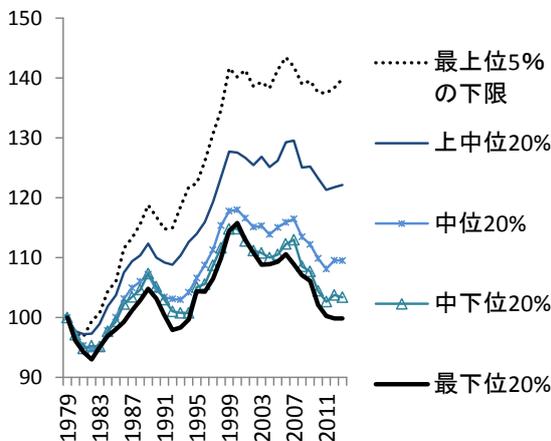
両国における近年の最低賃金引き上げの効果は今後、検証されることになる。一方、政府の積極的な関与なしでは社会の健全性が危ぶまれるという所得格差の現状に対する再考は続く。

図表1 本邦最低賃金（全国平均）



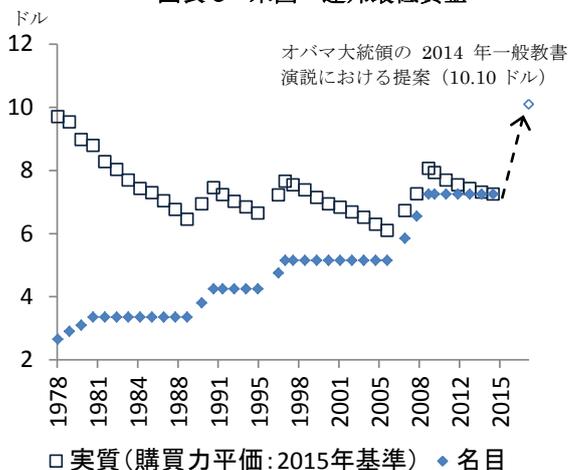
(出所) 独立行政法人労働政策研究・研修機構、総務省データを基に IIMA 作成
注：2015年の消費者物価指数は1-6月平均

図表2 米国実質所得水準（1979年=100）



(出所) 米国統計局データを基に IIMA 作成
注：最上位5%世帯以外は実質所得の上限

図表3 米国 連邦最低賃金



(出所) 米国労働統計局データを基に IIMA 作成

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。